

新潟工科専門学校 工業専門課程 建築学科（平成24年03月31日募集停止等）御中
（指定科目の確認を受けた学校課程）

公益財団法人 建築技術教育普及センター
（中央指定試験機関・都道府県指定試験機関）

改正建築士法に伴う受験資格等の変更 及び
「指定科目修得単位証明書・卒業証明書」様式の変更について（通知）

貴教育機関におかれましては、建築士法に基づく指定科目制度の推進にご協力いただき、誠にありがとうございます。

改正建築士法及び関係法令の見直しにより、施行日（令和2年3月1日）以降、建築士試験の受験資格等が変更となりますので、下記のとおりお知らせします。

貴教育機関におかれましては、「1. 一級・二級・木造建築士試験の受験資格等の変更について」の内容を、学生、卒業生等へ周知をお願い申し上げます。

記

1. 一級・二級・木造建築士試験の受験資格等の変更について

改正建築士法において、指定科目の修得単位数に応じた「必要な実務経験年数（試験時）」「必要な実務経験年数（登録時）」が、それぞれ規定されます。

施行日（令和2年3月1日）以降、貴教育機関における「必要な実務経験の最短年数（試験時）」「必要な実務経験の最短年数（登録時）」は、下表となる予定です。

学校課程名		新潟工科専門学校 工業専門課程 建築学科（平成24年03月31日募集停止等）
学校課程コード		1755-002-310
一級	必要な実務経験の最短年数（試験時）	0年
	必要な実務経験の最短年数（登録時）	4年
二級 木造	必要な実務経験の最短年数（試験時）	0年
	必要な実務経験の最短年数（登録時）	0年

2. 「指定科目修得単位証明書・卒業証明書」様式の変更(別記1:新たな証明書モデル様式の例示)

改正建築士法により「指定科目修得単位証明書・卒業証明書」の様式を変更する必要があり、当該証明書の上部に「必要な実務経験年数(試験時)」及び「必要な実務経験年数(登録時)」を明記していただくこととなります。

つきましては、別記2「証明書担当者登録票」へご記入のうえ、shiteikamoku@jaeic.or.jp までメール添付送信ください。折り返し、貴教育機関における指定科目が明記された「全ての入学年度」についての「新たな証明書モデル様式(エクセルファイル)」を送信させていただきます。

以上

(連絡先)

(公財)建築技術教育普及センター
試験部試験第四課(指定科目)

03-6261-3310

shiteikamoku@jaeic.or.jp